

学校生活のきまり

1 富岡東中生にのぞむ事項

- (1) 望ましい人間関係をつくるため、積極的にあいさつ、会釈をするように心がける。
- (2) 常に言動に注意し、互いに人格を尊重するとともに、中学生としての品位を保つ。

2 学校生活に関する事項

- (1) 遅刻・欠席…必ず保護者をとおして届け出る。

【保護者のみなさまへのお願い】

遅刻・欠席する場合は、保護者の方が朝8時10分までに連絡をお願いします。電話での連絡と併用して「Classi」も活用しています。電話は7時30分から連絡可能です。Classiは都合のよい時間に欠席連絡ができます。

- (2) 早退する場合 … 学級担任に申し出て許可を得る。
- (3) 自動販売機の利用 … 放課後のみ使用可とし、お茶・水・スポーツ飲料に限る。
- (4) 携帯電話の使用 … 携帯電話の学校への持ち込みは許可制とする。なお、校地内での使用は原則禁止とする。

【保護者のみなさまへのお願い】

本校ではスマートフォン等の学校への持ち込みには「スマートフォン等持込許可願」の提出が必要です。持込を希望する場合は別紙「スマートフォン等持込許可願」に記載のルールをご確認の上、提出をお願いします。「スマートフォン等持込許可願」に記載している持ち込み上のルールに違反した場合は持ち込み許可を取り消す場合もありますので、ご理解・ご協力をお願いします。

- (5) 持参物 … 学習に集中するために、菓子類・マンガやゲーム機等、不要なものは持ってこない。
- (6) 所持品 … 必ず記名し、他人のものを無断で使用しない。また、自己の責任において保管すること。不必要な金銭その他の貴重品等は持ってこない。
- (7) 寄り道について … 寄り道は必ず自宅まで帰ること。塾等習い事に行く場合は、その目的地まで寄り道することなく向かうこと。
- (8) 買い食いについて … 原則禁止とする。ただし、塾等習い事のために軽食を購入したい場合は、目的地までの通り道にある販売店を利用するものとし、購入したものは目的地（塾等）で飲食すること。お菓子等嗜好品の購入は禁止とする。
- (9) 次の行為は、絶対にしないこと。
 - ① 飲酒・喫煙
 - ② 生徒の入場が禁止されている興行場・遊技場及び徳島県青少年保護育成条例により、有害と指定された場所への出入り。
 - ③ 深夜徘徊
 - ④ 暴力行為
 - ⑤ その他法令で禁止されている行為

3 環境美化に関する事項

- (1) 快適な学校生活をおくるため、みんなで協力し、校内の環境美化に努める。
- (2) 公共財産である学校の施設・設備は、大切に扱う。
- (3) 登下校時の通学路の美化に努める。

4 服装・頭髪等に関する事項

(1) 男子制服

- ① 本校指定の制服を用いる。
- ② 学生服の下には本校指定のカッターシャツを着用する。
- ③ 移行期間は設けないため、各自体調に合わせて着用する。
- ④ 靴下は、黒・紺・白・灰色とし、無地を基調とする華美でないものを用いる。
(例 ワンポイント…可、ライン…不可、柄のあるもの…不可)

(2) 女子制服

- ① 本校指定の制服を用いる。
- ② カッターシャツは、本校指定のものを用いる。
- ③ 移行期間は設けないため、各自体調に合わせて着用する。
- ④ 靴下は、黒・紺・白・灰色とし、無地を基調とする華美でないものを用いる。
(例 ワンポイント…可、ライン…不可、柄のあるもの…不可)
ストッキングは黒又はベージュのものを用いる。(模様があるものは不可)
- ⑤ リボンは本校指定のものを用いる。

(3) 防寒具

- ① セーターは学校指定のもの(紺・灰色)を用いる。
校地内ではセーター姿で過ごしてもよい。セーター姿での登下校は禁止とする。
- ② 手袋、マフラー、ひざかけ、座布団等については、各自の体調に合わせ、必要に応じて、華美でないものを着用・使用してもよい。
- ③ カーディガンの着用、ハイネック・タートルネックのインナーは認めない。

(4) 履物

- ① 靴は、白・黒・紺・茶色を基調とした華美でないものを用いる。靴ひもはきちんと締めること。
※体育時(外)は運動靴で活動する。
- ② 上履は、本校指定のものを用いる。
- ③ 体育館内では、本校指定のシューズを用いる。

(5) 頭髪

- ① パーマ・染色・ヘアーエクステンションなどはしない。
- ② 髪留め(ヘアピン・ヘアゴム)は華美でないものを用いる。
(シュシュやリボンの使用は認めない)。
※奇抜な髪型であると判断した場合、改善を求める。

(6) その他

- ①化粧、ピアス、カラーコンタクトなどはしてはならない。
- ②ベルトは、黒・茶の単色で華美でないものを用いる。(ステッチや全体に穴が開いたものは不可)
- ③インナーは、華美でないものとする。
- ④登下校は、原則制服とする(体育祭の準備期間・当日は体操服での登下校を許容する)。
- ⑤部活動で登校する生徒の服装は別に規定する。
以前は「部活動後の登下校についても制服のみ」

*靴下について

- ① 通常の授業日
 - ・ワンポイント(メーカーのロゴ等)が入っていてもよい。
 - ・フリルやリボンがついているもの、ニーソックスや編み柄のあるものは認めない。
- ② 式典(始業式・入学式・賞状授与式・卒業式・終業式)・クラス写真撮影
 - ・黒の無地のもので統一する(女子はハイソックス・タイツ)。
 - ・くるぶしソックスの着用、重ね履きは認めない。

5 校則見直しのスケジュール

R6年度

- 4月 校則見直し案を職員会議にて協議
生徒会役員との意見交換会を実施し調整
- 5・6月 生徒会集会で最終協議
- 7月 改定された校則を1学期末の生徒会集会で生徒に周知
(書面にしたものを各ホームルームに掲示)

要望	回答
靴下に灰色を追加してほしい	灰色を追加し、黒・紺・白・灰色の無地を基調とする華美でないものとする。
学校行事の際に体操服登校を許可して欲しい	体育祭の準備期間・当日、球技大会の日については、体操服登校を許可する。ただし、下校時は制服を着用すること。
制服の移行期間を長くしてほしい	移行期間は設けず、各自体調に合わせて着用することとする。
靴の色の指定を無くしてほしい	引き続き靴の色は指定するが、従来の「白を基調とした」から「白・黒・紺・茶色を基調とした」と改訂する。華美でないものを用いること。

- 10月 ホームページに公開
- 2月 次年度の入学のしおりの改訂
関係各課による校則見直し案の作成開始

R7年度

- 4月 生徒会が校則見直しアンケートを作成
- 5月 校則見直しアンケートを全校生徒に実施
生徒会役員を中心として意見を集約
- 6月 生徒会役員と教職員で協議
生徒会集会で最終協議
- 7月 改定された校則を1学期末の生徒会集会で生徒に周知
(書面にしたものを各ホームルームに掲示)
- 10月 ホームページに公開
- 2月 次年度の入学のしおりの改訂